

発電側課金の発電者向け説明資料（例）

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業制度企画室

2025年1月（一部改訂：2026年5月）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

改定履歴

2026年5月	• P.13～P.16 電力買取契約等に追記する系統連系受電契約に係る規定の記載例を追記。

本資料について

- 今般、電力・ガス取引監視等委員会事務局において、関係小売電気事業者と発電事業者に対して「発電側課金の小売への転嫁に係るアンケート等調査」を実施したところです。
- 同アンケート等調査の中で、発電側課金の回収を一般送配電事業者の代理で行う(以下「代理回収」とする。) 発電契約者より、「制度の概要や手続きの詳細をまとめた発電者向けの説明資料を作成いただきたい」との御意見が多数寄せられたため、本資料を作成させていただいたものです。ぜひ御活用ください。
- 本資料について改善等の御意見がございましたら、同事務局までご連絡いただけますと幸いです。

※なお、「1. 発電側課金の制度概要」は同事務局、「2. 発電者における対応手続き」の詳細については各一般送配電事業者までお問合せください。

1. 発電側課金の制度概要

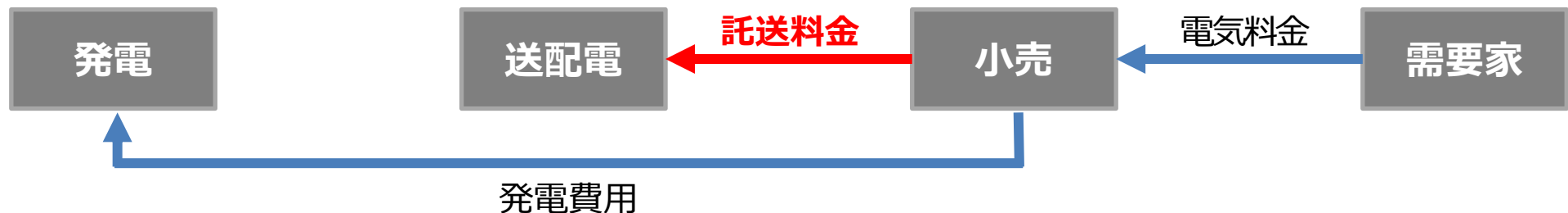
2. 発電者における対応手続き

発電側課金について

- 発電側課金は、システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うため、これまで、小売事業者が全て負担していた送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともにシステム利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものとして、2024年4月より導入されたものです。

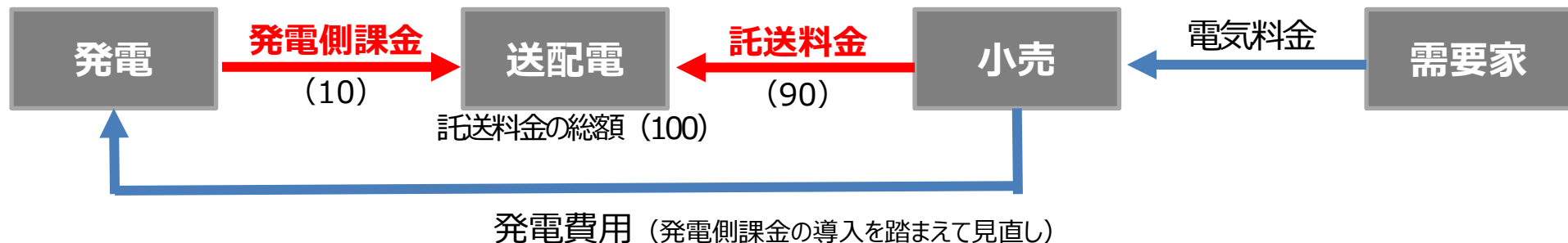
<これまでの託送料金制度>

小売事業者（需要側）に100%課金



<発電側課金の導入後（イメージ）>

※以下割合はおおよそのイメージであり、実際の課金割合とは異なる点に留意



課金対象及び課金方法

- 発電側課金については、**系統に接続し、かつ、系統側に逆潮させている電源全てを課金対象とすることを基本**としております（ただし、系統側への逆潮が10kW未満と小規模な場合は、当分の間、課金対象外）。
- その上で、**FIT電源等の取扱い**については以下のとおりとされております。
 - **既認定FIT/FIP^{※1}**：調達期間等が終了してから発電側課金の対象とする^{※2}（調達期間等内は課金対象外）
 - **新規FIT/FIP^{※3}**：調達価格等の算定において発電側課金相当分を考慮する（課金対象）
 - **非FIT/卒FIT**：事業者の創意工夫（相対契約等）の促進及び円滑な転嫁の徹底を行う（課金対象）
- また、発電側課金に関しては、**固定料金であるkW課金と従量料金であるkWh課金の2つの方法で実施いたします（課金の割合は当面の間「kW課金：kWh課金＝1：1」）**。

※1 認定取得日が2024年3月31日以前の対象
 ※2 発電側課金の導入年度の前年度の入札で落札した場合及び再エネ海域利用法において2023年度までに公募を開始した場合を含む。
 ※3 認定取得日が2024年4月1日以降の対象

<課金対象>

発電側課金の対象に関する基本的な考え方

ただし、以下については課金対象外



系統に接続し、かつ、系統側に逆潮させている電源全てを課金対象とする



系統側への逆潮が10kW未満の電源

調達期間等内の既認定FIT/FIP

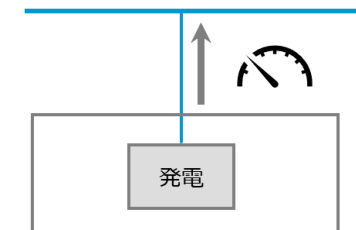
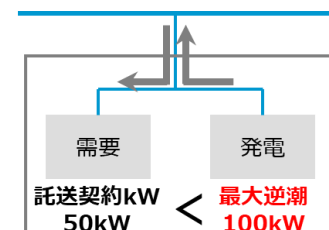
<課金方法>

kW課金
(固定料金)

kWh課金
(従量料金)

- kW課金の対象kWは、需要側の託送契約kWを上回る発電側の逆潮kW分。

- kWh課金はメーター計測値によって把握する値を、対象電力量とする。



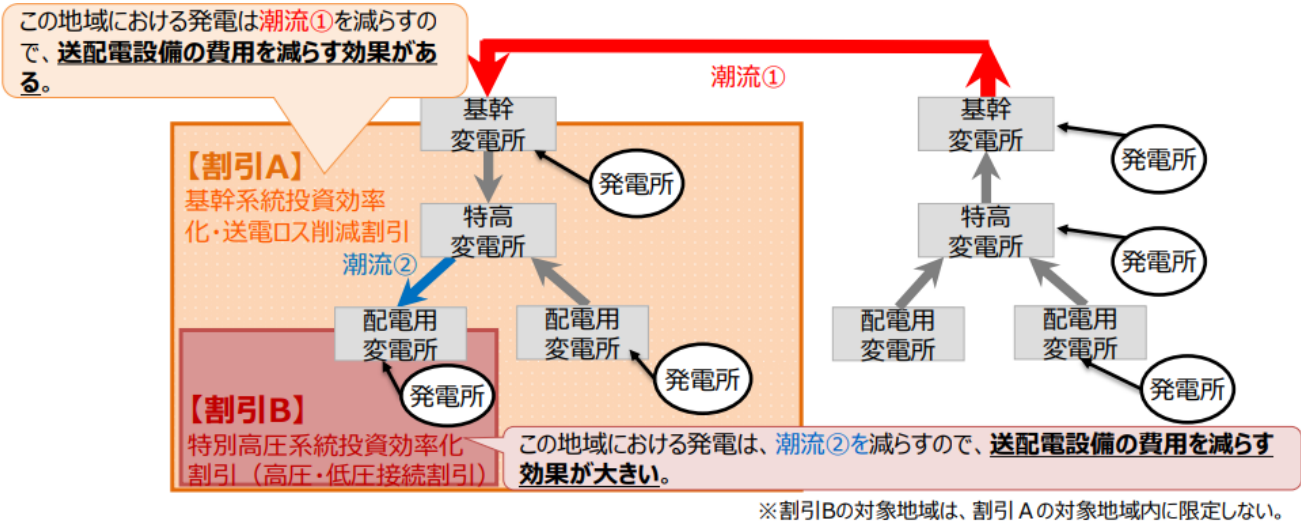
※なお、揚水発電・蓄電池を経由した際の発電側課金の負担に鑑み、他の電源との公平性の観点から、揚水発電・蓄電池のkWh課金については免除。

割引制度

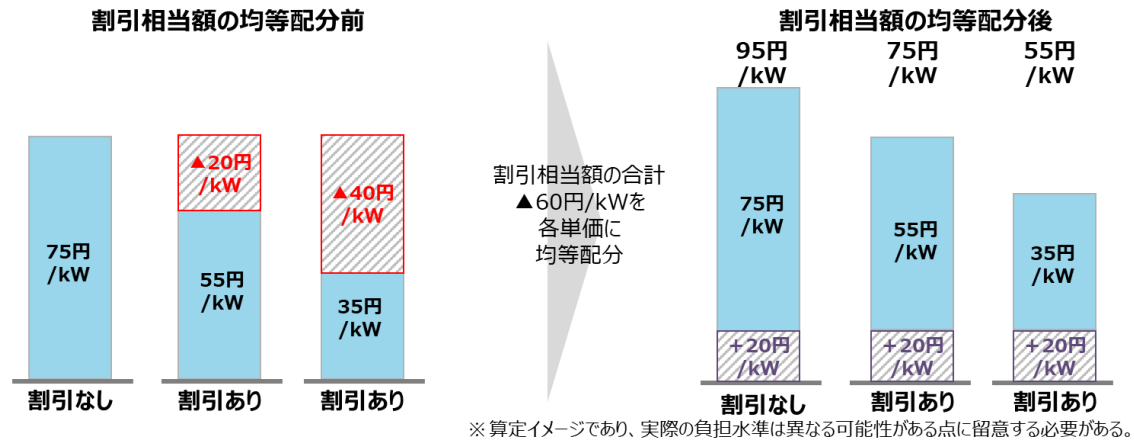
発電側課金について
中間とりまとめ概要
一部修正（2023年4月）

- 発電側課金における割引制度は、**電源が送配電設備の整備費用に与える影響を課金額に反映させる**ものです。**基幹系統に与える影響に着目した割引A、配電系統に接続する電源を対象とし、特別高圧系統に与える影響に着目した割引BをkW課金に設定**しております。
- **なお、発電側課金のkW課金は、以下の右図のとおり、エリア全体での割引相当額を合算した上で、各kW課金に均等配分することでkW課金単価を算定**いたします**(割引相当額付加単価)**。

<割引A、割引Bの考え方>



<割引相当額付加単価の考え方（イメージ）>



発電側課金の課金単価等

- 現行の各一般送配電事業者における発電側課金の課金単価等は、以下となります(2024年12月時点)。
- 原則、当該課金単価等は2024年度～2027年度の4年間同一で、以後5年ごとに見直されます。

第51回料金制度専門会合
一部修正(2023年12月)資料3

各一般送配電事業者における発電側課金の課金単価等

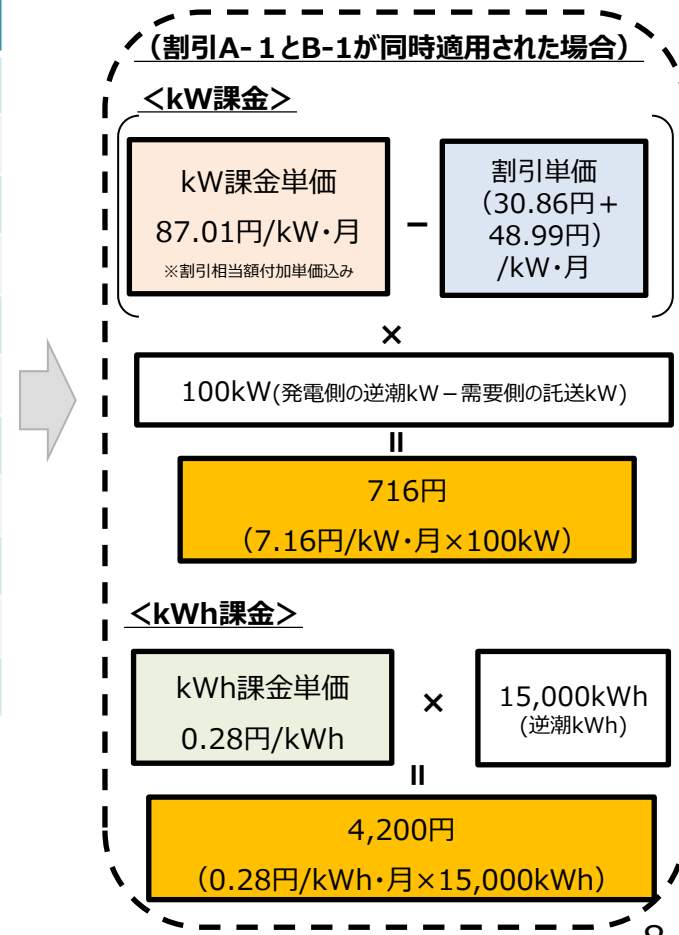
(税込)

	北海道電力 NW	東北電力 NW	東京電力 PG	中部電力 PG	北陸電力 送配電	関西電力 送配電	中国電力 NW	四国電力 送配電	九州電力 送配電	沖縄電力	全国平均
kW課金単価 (円/kW・月)	110.00	93.04	87.01	80.42	93.47	97.98	85.02	92.73	85.10	69.95	89.47
kW課金単価 (特別高圧系統のある離島) (円/kW・月)	-	80.83	-	-	-	-	76.98	-	79.57	67.60	-
kW課金単価 (特別高圧系統のない離島) (円/kW・月)	102.30	80.80	79.85	-	88.68	-	76.93	-	79.53	67.58	-
割引A-1 (円/kW・月)	59.40	34.02	30.86	42.25	27.73	32.19	37.24	46.92	38.56	16.50	36.57
割引A-2 (円/kW・月)	19.80	13.73	11.44	17.60	9.82	11.55	13.56	14.66	15.86	8.51	13.65
基幹系統接続電源	9.90	6.86	5.72	8.80	4.92	5.78	6.79	7.34	7.93	4.26	6.83
割引A-3 (円/kW・月)	9.90	6.86	5.72	8.80	4.92	5.78	6.79	7.34	7.93	4.26	6.83
基幹系統接続電源	4.95	3.43	2.86	4.40	2.45	2.89	3.39	3.66	3.97	2.13	3.41
割引B-1 (円/kW・月)	42.90	46.77	48.99	33.36	60.95	60.35	39.69	39.97	39.74	51.07	46.38
割引B-2 (円/kW・月)	13.20	18.92	17.80	13.66	21.54	21.92	14.47	10.40	16.36	26.19	17.45
kWh課金単価 (円/kWh)	0.35	0.29	0.28	0.26	0.28	0.32	0.28	0.25	0.23	0.24	0.28

- ※1 託送供給等約款においては、発電側課金の料金は系統連系受電サービス料金として記載されている。
- ※2 kW課金単価は、割引相当額付加単価込みの値。
- ※3 離島等供給約款適用地域のうち、基幹系統及び特別高圧系統が存在しない離島については、割引制度の適用除外地域とし、その他の割引制度適用地域における電源への割引の実施に伴う割引相当額付加単価を上乗せしないkW課金単価を適用する。基幹系統は存在しないものの、特別高圧系統が存在する地域は、割引Aの適用除外地域とし、その他の割引A適用地域における電源への割引Aの実施に伴う単価を上乗せしないkW課金単価を適用。
- ※4 需要地近接性評価割引制度と同様、基幹系統接続電源の割引単価は、特別高圧系統接続電源の割引単価の1/2とするため(割引A-1を除く)、基幹系統接続電源の割引A-2、A-3については、その他電源の同割引単価の半額適用となる(基幹系統以外の接続電源は、A-2、A-3についても全額適用となる)。
- ※5 需要地近接性評価割引制度の適用を受けていた電源(暫定措置のものは除く)については、経過措置として、引き続き割引対象とする。経過措置の期間は、その次の割引対象地域の見直し時までとし、当該期間中は、割引A-2・B-2を適用する(経過措置対象電源のうち、発電側課金の割引単価がA-2・B-2を下回る電源に対して、当該単価を適用)。

● 発電側課金の計算イメージ (税込)

※東京電力PG単価の例



(参考) 発電側課金制度に係る規程類

- 発電側課金については、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）の第一条第二項第三号において定義されています。
- 本規定を踏まえて、電力・ガス取引監視等委員会での審査を経て、経済産業大臣に認可された各一般送配電事業者の託送供給等約款に係る系統連系受電サービスの項目において、発電側課金の単価が定められています。

○一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則 （平成二十八年経済産業省令第二十二号）（抄）

第一条

2（略）

三 「発電側託送供給料金」とは、基準託送供給料金のうち、発電等用電気工作物

（令和六年三月三十一日までに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第七条第三項若しくは第六項の規定による落札者の決定を受けた当該落札者の再生可能エネルギー発電設備（同法第二条第三項第五号に規定するバイオマスを電気に変換する設備であってバイオマス以外の燃料を混焼させて発電を行うもの及び再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に附属する蓄電設備を除く。以下この号及び第十一条の二第一項第二号において同じ。）のうち当該落札に係る認定の取得期限までに最初に同法第九条第四項の規定による認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係るもの若しくは同日までに最初に同法第九条第四項の規定による認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備であり、かつ、同法第二条の三第一項に規定する交付期間若しくは同法第三条第二項に規定する調達期間中にあるもの又は当該発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値が十キロワット未満であるものを除く。）を維持し、及び運用する者（当該発電等用電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続する者に限る。）が、当該発電等用電気工作物と電氣的に接続する電線路を維持し、及び運用する一般送配電事業者に対して支払う料金をいう。

○託送供給等約款（東京電力パワーグリッドの例） （令和6年10月1日実施）（抜粋）

22 系統連系受電サービス

（略）

(3) 系統連系受電サービス料金

系統連系受電サービス料金は、受電地点ごとに、発電バランスンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、その1月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は、半額といたします。

系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	87円01銭
-----------------------	--------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	28銭
------------	-----

1. 発電側課金の制度概要

2. 発電者における対応手続き

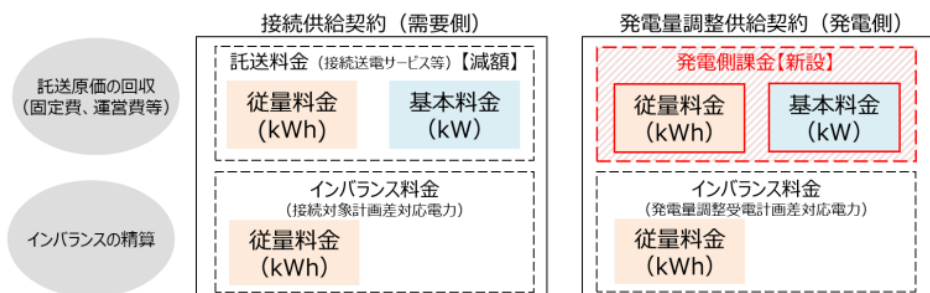
発電側課金の支払いスキーム・代理回収の仕組み

- 発電側課金は、系統利用者である発電者にも送配電関連費用に与える影響（受益）に応じた費用負担を求めるものであり、その支払義務については個別の発電者が持つこととなります。
- また、発電側課金については、発電量調整供給契約の仕組みを活用して、発電者にお支払いいただく形です。
- その上で、発電バラシンググループ(以下「発電BG」とする。)に属して一般送配電事業者と直接には発電量調整供給契約を締結していない発電者については、原則として、発電BGの代表者（発電契約者）経由で一般送配電事業者にお支払いいただくこととなっております（代理回収）。

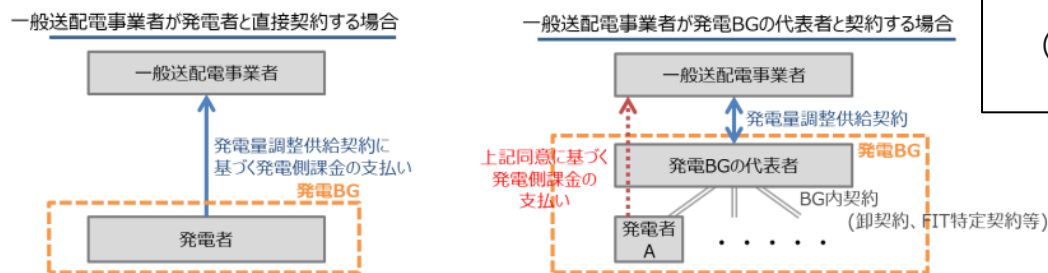
※一般送配電事業者と直接供給契約を締結している発電者は、基本的に、発電者と一般送配電事業者の受給料金精算において発電側課金をお支払いいただく形となります。

- その代理回収にあたっては、円滑な制度運用の観点から、発電者より発電BGの代表者に支払う発電側課金相当額と発電BGの代表者より発電者に支払う電力買取に係る債務を相殺できることとされております。

○ 発電量調整供給契約の仕組みを活用した課金・回収

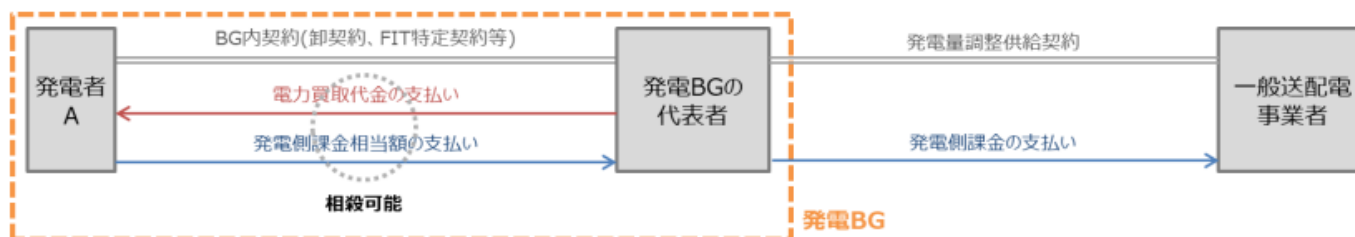


○ 一般送配電事業者との契約について



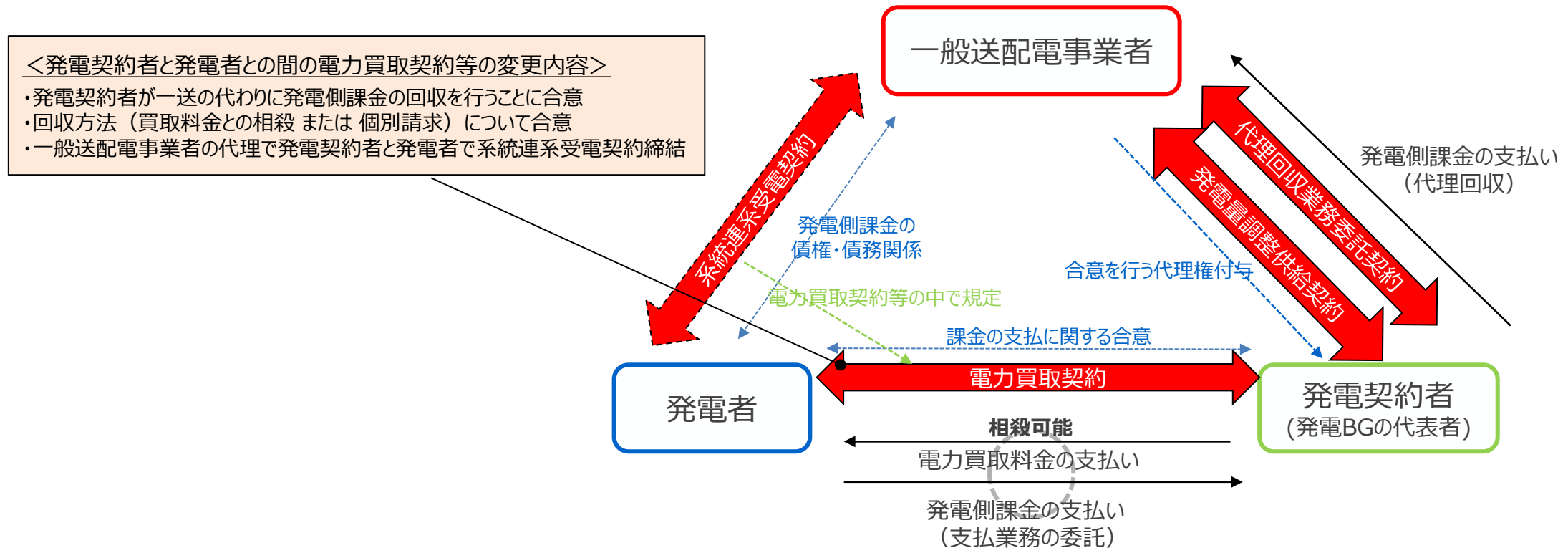
発電側課金について
中間とりまとめ
(抜粋・一部加工)
(2023年4月)

○ 発電側課金の支払いと回収に関するイメージ



発電側課金の実施のために必要な手続き

- 発電側課金は、一般送配電事業者と発電者との間で成立する系統連系受電契約に基づき実施されます。その契約成立にあたっては、発電契約者が一般送配電事業者の代理として対応することとなっております。
- また、原則として、発電者からの発電側課金回収について、発電契約者が一般送配電事業者の代理で対応することとなっております（発電者目線では、発電契約者を経由した支払い）。
- 具体的には、発電契約者と発電者における電力買取契約書等に、①系統連系受電契約を締結する、②発電側課金の代理回収に同意する旨を規定した上で、対応することとなっております。



電力買取契約等に係る規定要件（系統連系受電契約について）

- 電力買取契約等に、以下の系統連系受電契約に係る規定の追加が必要となります。

規定の要件(系統連系受電契約)	託送供給等約款 該当箇所(東京電力PGの例)	記載例
<p>・発電契約者が一般送配電事業者(以下「一送」とする)を代理して発電者と系統連系受電契約を締結すること。</p>	<p>8 契約の要件(2) ホ 発電契約者が当社を代理して、発電者との間で、系統連系受電契約(発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。)を締結すること。</p>	<p>当社は、一般送配電事業者を代理して、発電者との間で、系統連系受電契約を締結いたします。</p>
<p>・発電者が、新たに系統連系受電契約を締結または契約内容を変更することを発電契約者に申し出ること。また、発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合に、発電契約者が一送に発電量調整供給契約の変更を申し出ること。</p>	<p>8 契約の要件(3) イ 新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、発電者が当該契約の締結または変更について当社を代理する発電契約者に対して申し出ること。</p>	<p>発電者が新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、発電者が契約の締結または変更について、当社に対して申し出ていただきます。</p>
	<p>8 契約の要件(2) チ 発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合、発電契約者が発電量調整供給契約の変更として当社へ申し出ること。</p>	<p>当社は、発電者が系統連系受電契約の変更を当社に申し出た場合に、発電量調整供給契約の変更として一般送配電事業者へ申し出いたします。</p>

電力買取契約等に係る規定要件（系統連系受電契約について）

- 電力買取契約等に、以下の系統連系受電契約に係る規定の追加が必要となります。

規定の要件(系統連系受電契約)	託送供給等約款 該当箇所(東京電力PGの例)	記載例
<p>・一送が発電者との系統連系受電契約を解約する場合に、一送が発電量調整供給契約を変更することに発電契約者が承諾すること。また、発電者が系統連系受電契約の消滅後に接続された電気を一送が無償で受電することについて承諾すること。</p>	<p>8 契約の要件(2) リ 当社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合、発電契約者が、当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約が変更されることを承諾すること。</p>	<p>一般送配電事業者が発電者との系統連系受電契約を解約される場合、当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約を変更いたします。</p>
	<p>8 契約の要件(3) へ 発電者が当該契約の消滅後に接続された電気を当社が無償で受電することについて承諾すること。</p>	<p>発電者が系統連系受電契約の消滅後に接続された電気を一般送配電事業者が無償で受電することについて承諾すること。</p>

電力買取契約等に係る規定要件（代理回収業務について）

- 電力買取契約等に、以下の代理回収業務に係る規定の追加が必要となります。

規定の要件(代理回収業務)	託送供給等約款 該当箇所(東京電力PGの例)	記載例
<p>・系統連系受電サービス料金を発電契約者を通じて支払う旨に合意すること。</p>	<p>35 料金その他の支払方法(3)</p> <p>イ 発電者の料金については、ロによって支払われる場合を除き、そのつど、発電者から発電契約者に支払っていただきます。支払われた料金についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から当社へ引き渡していただきます。</p> <p>なお、引き渡しにともなう費用は、発電契約者の負担といたします。</p> <p>ロ 次の場合には、発電者の料金について、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。</p> <p>なお、支払いにともなう費用は、発電者の負担といたします。</p> <p>(イ) 発電者が料金を支払期日までに発電契約者に支払われない場合</p> <p>(ロ) 発電者の料金が発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合</p> <p>合で、発電契約者と発電者および発電契約者と当社のそれぞれにおいて合意がなされたとき。</p> <p>(ハ) その他当社が必要と認めた場合</p>	<p>発電者の料金についてはそのつど、発電者から当社に支払いを行なっています。支払われた料金についてはそのつど、当社から一般送配電事業者に支払いを行ないません。ただし、次の場合には、一般送配電事業者が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から一般送配電事業者へ支払っていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電者が料金を支払期日までに当社に支払われない場合 ・ 発電者の料金が当社と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で、当社と発電者および当社と一般送配電事業者のそれぞれにおいて合意がなされたとき ・ その他一般送配電事業者が必要と認めた場合

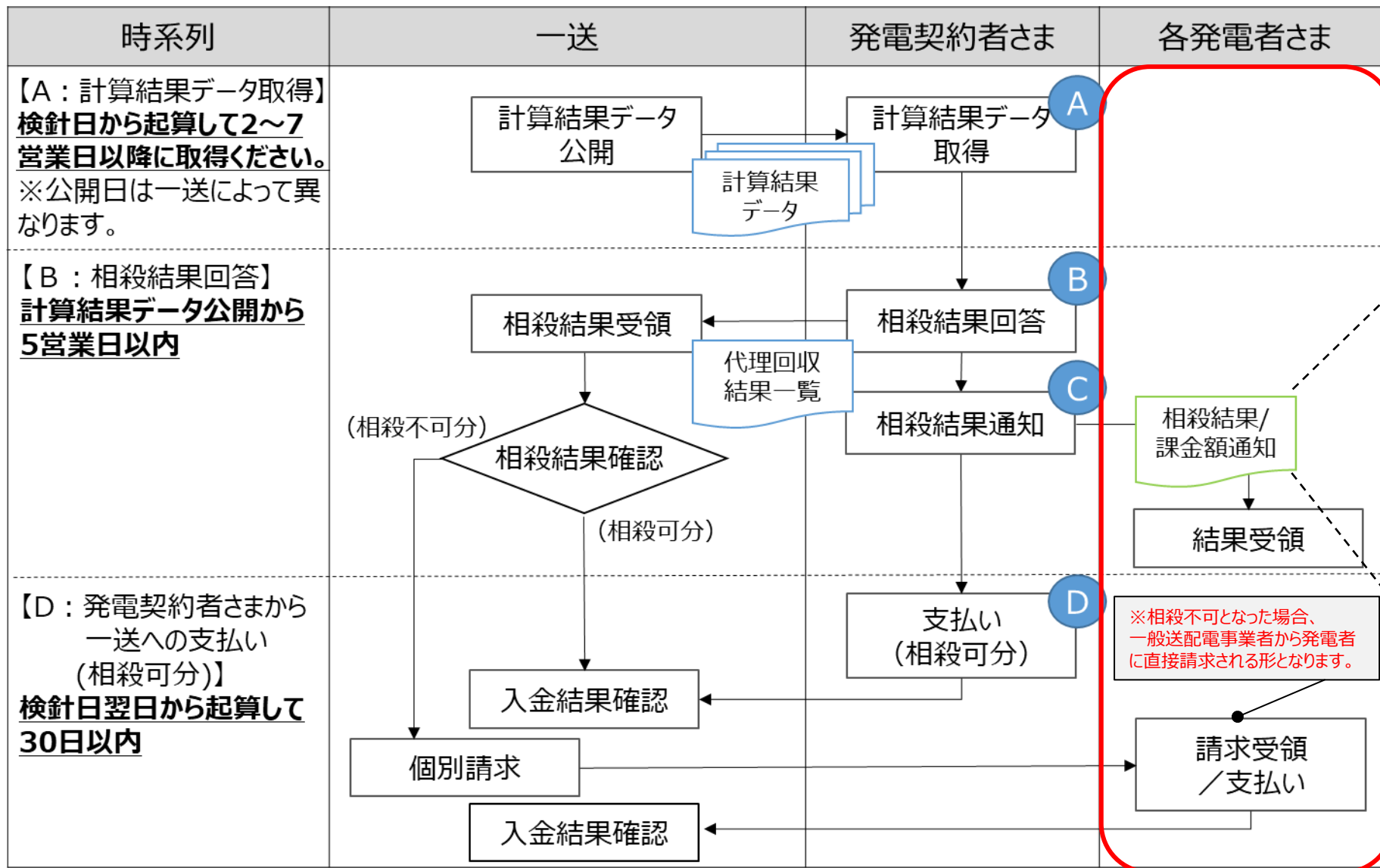
電力買取契約等に係る規定要件（代理回収業務について）

- 電力買取契約等に、以下の代理回収業務に係る規定の追加が必要となります。

規定の要件(代理回収業務)	託送供給等約款 該当箇所(東京電力PGの例)	記載例
<p>・発電者が系統連系受電サービス料金の支払い業務を発電契約者に委託すること、及び発電契約者が系統連系受電サービス料金を発電者から受領し、一送が定める期日までに発電者に代わって一送に支払う業務を無償で受託すること。</p>	<p>8 契約の要件(3) ホ 発電者が、原則として、18(料金)(3)に定める発電者に係る料金、延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電契約者に委託すること。</p>	<p>当社は、系統連系受電契約において、系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金を発電者から受領し、発電者に代わり一般送配電事業者に支払うものいたします。</p>
	<p>8 契約の要件(2) ヘ 発電契約者が、原則として、18(料金)(3)に定める発電者に係る料金、延滞利息および契約超過金を、34(支払義務の発生および支払期日)(4)に定める期日までの間、当社に代わり、発電者から受領し、当社があらかじめ定める支払いに関する期日までに当社へ引き渡す業務を受託すること。 ト 発電契約者が、35(料金その他の支払方法)(3)口の場合を除き、18(料金)(3)に定める発電者に係る料金、延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電者から無償で受託すること。</p>	<p>当社は、系統連系受電契約において、系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金を発電者から受領し、一般送配電事業者があらかじめ定める期日までの間、発電者に代わり一般送配電事業者に引き渡す業務を受託いたします。 また、当該業務は、発電者が直接一般送配電事業者に支払う事項に該当した場合を除き、発電者から無償で受託いたします。</p>

代理回収に係るフロー図（相殺を行う場合）

- 発電契約者と発電者との間における発電側課金と電力買取料金の相殺を行う場合の概要フローは以下のとおりです。
「発電契約者から相殺結果の通知」がなされます（相殺不可や個別請求未入金となった場合は一般送配電事業者から直接請求がなされます）。



発電側課金の制度概要に関する発電契約者さま向け説明会 資料2-1 一部強調・追記 (2023年3月)

【発電側課金料金通知内容イメージ】

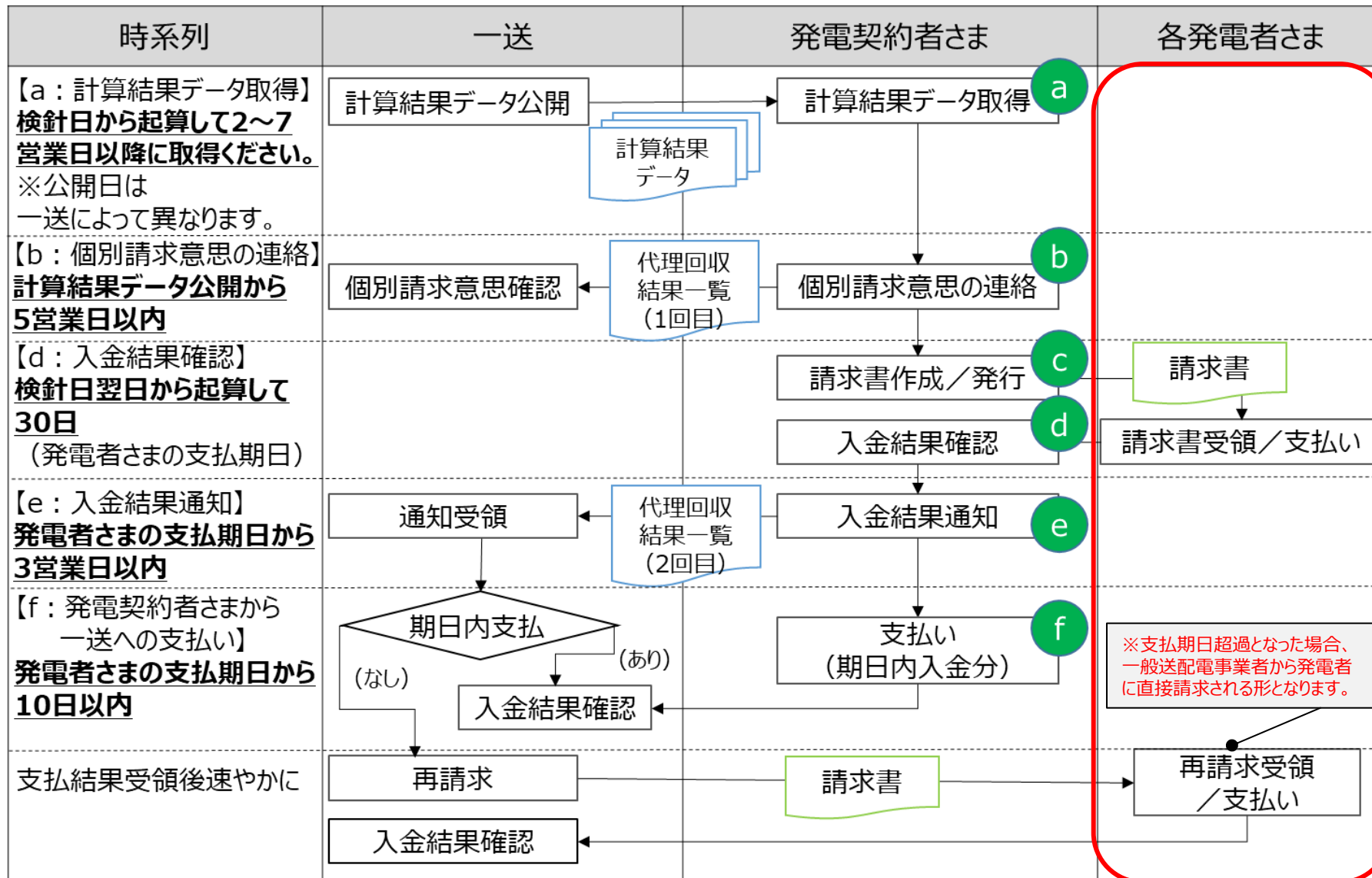
発電側課金料金内訳書 2023年XX月XX日	
受電地点特定番号	XX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
発電者名	〇〇××さま
発電場所住所	〇〇県▲▲市XXXXXXXX
支払期日	YYYY年MM月DD日
【算定諸元】	
算定期間	(YYYY年MM月DDE日 ~ YYYY年MM月DDE日)
発電側実績	
最大受電電力	XXX,XX9 k W
月間最大電力	XXX,XX9 k W
需要側実績	
供給地点特定番号	XX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
当月契約電力	XXX,XX9 k W
発電側課金対象電力算定内訳	
発電側課金対象電力	XXX,XX9 k W
契約超過電力	XXX,XX9 k W
電力量実績	
発電側課金対象電力量	X,XXX,XX9 k W h
代理制御対象電力量	X,XXX,XX9 k W h
【料金諸元】	
料金合計	X,XXX,XXX円 (消費税相当額 XXX,XXX円)
【料金内訳】	
基本料金 (XX.XX円/k W)	X,XXX,XXX円
A/B割引	X,XXX,XXX円
制限中止割引	X,XXX,XXX円
電力量料金 (XX.XX円/kWh)	X,XXX,XXX円
契約超過金	X,XXX,XXX円
延滞利息	X,XXX,XXX円
代理制御調整課金精算額	X,XXX,XXX円
その他精算金額	X,XXX,XXX円
【相殺結果】	
2023年XX月分の発電側課金料金について受給料金との相殺にて回収いたしました。	

※相殺不可となった場合、一般送配電事業者から発電者に直接請求される形となります。

※相殺不可の場合、「相殺ができませんでしたので、一般送配電事業者より請求されます」等の記載となります。

代理回収に係るフロー図（発電者に個別に請求する場合）

- 発電契約者と発電者との間において相殺ができず、発電者に個別に請求を行う場合の概要フローは以下のとおりです。
発電契約者から発電者に請求書が送付される形となります（支払期日超過となった場合、一般送配電事業者から発電者に直接請求がなされます）。



発電側課金の制度概要に
 関する発電契約者さま
 向け説明会 資料 2 - 1
 一部強調・追記
 (2023年 3月)

※支払期日超過となった場合、
 一般送配電事業者から発電者
 に直接請求される形となります。

(参考) 発電者へのインボイス (適格請求書) の送付について

- 一般送配電事業者から全ての発電者に対して、インボイス制度に対応した請求書が直接送付されますが、売手である一般送配電事業者が買手である発電者に対して適用税率等を通知し、発電者において仕入税額控除を行うための書類として発行されたものであり、発電側課金に係る料金をお支払いいただくための請求書ではございません※。

※一送から発電者へ個別に請求する場合は、発電側課金に係る料金をお支払いいただくための請求書と一体型となっている場合がございます。

- 発電側課金に係る料金のお支払いは、発電BGの代表者 (発電契約者) による代理回収を通じて実施されます (代理回収が実施されなかった場合のお支払いについては、各一般送配電事業者からの案内に従ってお支払いください)。

系統連系受電サービス料金請求書		登録番号 T02500104768	
300-0004 送付先住所 〒1234567894	発行日 2023年07月25日	発電者名義 内覧番号1234567894 さま	
発電者名1234567894 さま		(問い合わせ先) 施設課業務 ネットワークサービスセンター (電話番号) 00-7591-0000	
ご請求内容 大変ありがとうございます。下記の系統連系受電サービス料金をご請求いたします。			
料金計算年月	2023年07月分 (04単位) (2023年06月25日現在分)	内訳(円)	10,000円 (うち消費税等 10,000円)
ご請求金額	300,000円	内訳(円)	300円
お客様へのお知らせ 本書はインボイス制度の施行に伴い、適用税率や消費税等をお知らせするものであり、お支払を依頼させていただいたものではありません。			
ご請求情報 (発電者名義) 発電者名1234567894 (発電者住所) 30-1454-0010-5432-1210-001 (送電事業者) 00-00-00			

系統連系受電サービス料金内訳明細		登録番号 T02500104768	
発電者名1234567894 さま			
項目	課税率	適用税率	金額
【系統連系受電サービス料金】			
1. 基本料金 小計 【(1) - (2) - (3)】			600,000円
算定期間 2023年05月01日～2023年05月31日 算定日数 1日			
送電事業者電力		1,000kWh	
接続送電サービス契約電力		500kWh	
系統連系受電事業者電力		500kWh	
(1)基本料金	30.00円/kWh	500kWh	1,500,000円
(2)系統連系受電事業者電力	120.00円/kWh	100kWh	30,000円
(3)接続停止料			30,000円
2. 電力量料金 小計 【(4)】			900,000円
算定期間 2023年05月01日～2023年05月31日 算定日数 1日			
発電事業者電力			
(4)電力量料金	300.00円/kWh	300,000kWh	900,000円
3. 契約容量料金 小計 【(5)】			10,000円
算定期間 2023年05月01日～2023年05月31日 算定日数 1日			
最大電力		1,000kWh	
契約容量電力		1,000kWh	
(5)契約容量			2,000円
4. その他料金 小計 【(6) - (8) + (7) - (9)】			500,000円
(6)送電事業者電力供給調整料金		500,000kWh	500,000円
(7)調整料金			300円
(8)送電料			300円

※上記はイメージであり、実際に届くインボイスに係る書類とは異なる場合がございます。